# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

多賀町は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

### 評価実施機関名

多賀町長

### 公表日

令和7年10月1日

[令和7年5月 様式2]

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
住民基本台帳に関する事務					
多賀町が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、多賀町の住民に関する性格な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、多賀町における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、多賀町において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。 多賀町は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道元まの主等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道所という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号の通知及び個人番号カードの交付					
なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続きにおける 特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード 並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令 第85号)第35条の規定により機構に対して事務の一部を委任するため、当該事務においては、事務を委 任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。					
住民記録システム、宛名システム、番号連携サーバー、住基ネットGWサーバー、市町村CS、中間サーバー					

### 2. 特定個人情報ファイル名

住民記録情報ファイル、個人テーブル、個人番号テーブル、個人履歴テーブル、GW連携テーブル、住民基本台帳カード発行状況管理 テーブル、転出証明書情報管理テーブル、リクエストテーブル、宛名テーブル、宛名履歴テーブル

#### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人を認情報の提供)
	・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携					
①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定			
②法令上の根拠	る項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23	係四欄(特定個人情報)に「住民票関連情報」が含まれ3、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、40、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、91、11、112、113、114、116、117、120の項)			
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	税務住民課				
②所属長の役職名	課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
請求先	多賀町総務課 滋賀県犬上郡多賀町多賀324番地	<u>년</u> 0749-48-8111			
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	多賀町総務課 滋賀県犬上郡多賀町多賀324番地	也 0749-48-8111			
9. 規則第9条第2項の適用	Ħ.	[ ]適用した			
適用した理由					

# Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人かいの時点の計数か		[ 1万人以上10万人未満 ]		]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		令和	17年4月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満 ]		<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
	いつ時点の計数か		17年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

# Ⅲ しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書 ] 施機関については、それぞれ』	重点項目評価書	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	:		
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供ネットワークシステ	-ムを通じた入				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[ 特に力を入れている	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[ ]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワーク	クシステムを通じ	た提供を除く。) [〇]提供・移転	しない		
不正な提供・移転が行われる Jスクへの対策は十分か	Γ	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	1	]接続しない(入手) [ ]接続しない(	提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
			<選択肢>			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 枳	<b>定個人情報の保管・</b>	结去。 ·			
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 人	手を介在させる作業	[ ]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		<選択肢>			
	判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守してる。また住民基本台帳事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄			
9. 監	査				
実施の	D有無	[O]自己点検 [O]内部監査 [ ]外部監査			
10. 1	<b>従業者に対する教育・</b>	<b>5発</b> 			
従業者に対する教育・啓発		く選択肢>[ 十分に行っている ]1) 特に力を入れて行っている2) 十分に行っている3) 十分に行っていない			
11. 1	<b>最も優先度が高いと考</b>	えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も個る対策	[3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策				
当該対策は十分か【再掲】		<選択肢>			
	判断の根拠	権限がある担当者のみがアクセスできるように設定されており、使用できる職員をIDで管理し、ログイン時には生体認証により照合しているため、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「特に力を入れている」と考えられる。			

#### 変更簡所

変更問	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
~~-				2000	SCHOOL ON OUR
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	大矢直幸	上田綾子	事後	軽微な変更のため
平成30年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	上田綾子	奥川明子	事後	軽微な変更のため
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	奥川明子	岡田伊久人	事後	軽微な変更のため
令和4年4月1日	3. 個人番号の利用	(省略)	(省略)	事後	法改正に伴う修正
令和4年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報 連携	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関連情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠)なし、※住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関連情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠)なし、※住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。	事前	法改正に伴う修正
令和5年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	岡田伊久人	小菅俊二	事後	軽微な変更のため
令和7年10月1日	Ⅳ8. 人手を介在させる作業		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守してる。また住民基本台帳事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。・・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	再実施に伴う見直しによるも の(様式改正による項目追加)
令和7年10月1日	Ⅳ11. 最も優先度が高いと考えられる対策		権限がある担当者のみがアクセスできるように 設定されており、使用できる職員をIDで管理し、 ログイン時には生体認証により照合しているため、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「特に力を入れている」と考えられる。	事後	再実施に伴う見直しによるも の(様式改正による項目追加)
令和7年10月1日	II 1. 対象人数 いつの時点 の計数か	令和6年4月1日	令和7年4月1日	事後	再実施に伴う見直しによるも の
令和7年10月1日	II 2. 取扱者数 いつの時点 の計数か	令和6年4月1日	令和7年4月1日	事後	再実施に伴う見直しによるも の